

令和5年度 活動計算書

令和5年4月01日から令和6年03月31日まで

特定非営利活動法人夢の樹オホーツク

科 目	金 額 (単位:円)	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
入会金収入	10,000	
正会員会費収入	100,000	
会員会費収入	93,750	
賛助会員会費収入	3,000	206,750
2 事業収入		
居宅介護事業収入	4,958,220	
行動援護事業収入	8,280,190	
就労支援事業収入	10,637,600	
生活介護事業収入	10,063,780	
移動支援事業収入	8,092,110	
日中一時支援事業収入	2,489,220	
相談支援事業収入	4,000,000	
パン売上	1,086,780	
うどん売上	488,830	
お祭り等出店収入	0	
		50,096,730
3 寄附金等収入		
寄付金収入	1,478,002	
4 補助金等収入		
補助金収入	7,110,400	
助成金収入	0	0
5 その他の収入		
雑収入	3,303,610	
固定資産売却益	0	
受取利息収入	64,051	11,956,063
経常収入合計 (A)		62,259,543
II 経常支出の部		
1 管理費		
諸謝金	0	0
2 事業費		
給料 手当	20,673,940	
工 賃	654,475	
役員報酬	360,000	
非常勤職員給料	11,406,222	
法定福利費	4,097,689	
福利厚生費	1,974,754	
通信費	525,889	
荷造 運賃	14,280	

研 修 費	421,500		
水道光熱費	2,882,666		
旅費交通費	271,518		
広告宣伝費	5,500		
接待交際費	19,577		
会 議 費	1,674		
事務用消耗品費	244,821		
備品消耗品費	574,854		
新聞図書費	56,790		
修 繕 費	69,040		
地代 家賃	996,000		
車両燃料費	2,258,465		
車 両 費	418,761		
車両保険料	581,620		
保 險 料	585,340		
車両修理費	0		
車検費用	826,325		
自動車税	221,800		
諸会費	73,110		
租税 公課	407,850		
リース料	2,209,735		
支払手数料	103,620		
管理 諸費	26,400		
材 料 費	613,972		
減価償却費	3,023,554		
固定資産除去損	0		
支払 利息	165,356		
ごみ処理費	211,200		
雑損失	0		
除 雪 費	277,022		
税理士報酬	792,000		
寄 付 金	6,000		
歩行者天国負担金	0		
信用保証料	16,500		
作業委託料	1437,500	59,507,319	
経常支出合計 (B)			59,507,319
経常収支差額 (C) = (A) - (B)			2,752,224
当期収支差額			166,233
前期繰越収支差額 (G)			61,183,404
次期繰越収支差額 (F) + (G)			63,935,628

※ 当該年度はその他の事業を実施していません。

(備考) 4:

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 ① の部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 その他の事業から収益が生じた場合は、その他の事業会計収支計算書及び特定非営利活動に係る事業会

計収支計算書について、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業会計への繰入が明らかになるような科目を追加する。

- 5 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。
- 6 特に、支出規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。この点については、「「NPO法の運用方針」について」（86頁）を参照のこと。
- 7 「正味財産増減の部」は、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」が（固定資産の取得、借入金の増加等で）一致しない場合に、両者の差異を説明するために記載する。
- 8 「前期繰越収支差額」は、前々事業年度末の「次期繰越収支差額」と一致する。
- 9 「前期繰越正味財産額」は、前々事業年度末の「当期正味財産合計」と一致する。